

○桑名市水道事業給水条例施行規程

平成16年12月6日
公営企業管理規程第30号

(趣旨)

第1条 この規程は、指定給水装置工事事業者に関する事項を除くほか、桑名市水道事業給水条例(平成16年桑名市条例第197号。以下「条例」という。)第40条の規定により条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(給水の制限)

第2条 条例第2条の規定する給水区域のうち、配水管の布設していないところ又は給水量が不足するときは、給水しないことがある。

2 配水管の布設していないところでも、給水を受けようとする者が工事費を負担するときは、給水することがある。この場合において、給水を受けようとする者は、事前に桑名市上下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)と協議し、同意を得なければならない。

(工事の費用負担等)

第3条 管理者は、前条第2項に規定する場合において、上水道施設の 신설又は改良を必要とする場合若しくは既存上水道施設の能力を増大する必要があると認めるときは、給水を受けようとする者から当該給水に必要な施設建設事業費(所要事業費に消費税相当額を加えた額をいう。以下「工事の費用負担金」という。)を徴収することができる。

2 管理者は、前項に規定する工事の費用負担金を徴収する場合には、工事着手前に納入させなければならない。ただし、特別な理由があると認めるときは、工事完了後に納付させることができる。

3 前項の場合において、大規模な開発であつて、施工年次が数年にわたる場合は、その年次別により分納させることができる。

4 前条第2項の規定により、管理者と協議し、給水を受けようとする者が上水道施設を完成させたときは、管理者の検査を受け、本市に当該施設を寄附させるものとする。

5 管理者は、前項の規定により完成した上水道施設について検査に合格しないときは、当該施設を完成させた者から、当該施設の完成に要する費用(所要費用に消費税等相当額を加えた額)を徴収して当該施設を完成させることができる。

(給水管及び給水用具の指定)

第4条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する基準に適合したものでなければならない。

2 配水管への取付口から水道メーターまでの給水管及び給水用具の使用材料については、管理者が別に定める。

(同意書の提出)

第5条 条例第6条第2項の規定による申込者で次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める書類を添えなければならない。

(1) 他人の家屋又は他人の所有地内に給水装置を設置しようとするとき 当該家屋又は土地所有者の同意書

(2) 他人の給水装置から分岐しようとするとき 当該給水装置所有者及び使用者の同意書

(3) 前2号の規定による同意書を提出できないとき 給水装置工事申込者の誓約書

(工事設計の審査)

第6条 条例第8条第2項の規定によりあらかじめ市の設計審査を受けようとするものは、次の事項を具備した設計書を提出しなければならない。

(1) 所要給水量(人員、用途、水圧その他)

(2) 使用材料

(3) 付近見取図

(4) 工事施行平面図及び立面図

2 管理者が必要と認めた場合は、前項の設計書のほかに詳細図等の提出を求めることがある。

第7条 条例第8条第2項の規定による指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行したときは、しゅん工後、直ちに別に定める給水装置工事しゅん工届を提出するものとする。

(工事費の算出)

第8条 条例第10条第1項各号に規定する工事費の算出は、それぞれ次の各号に掲げるところによる。

(1) 材料費は、管理者が定める材料の単価に使用材料の数量を乗じて得た額とする。

(2) 運搬費は、管理者が定める額とする。

(3) 労力費は、管理者が定める工種別の歩掛に標準賃金を乗じて得た額とする。

(4) 道路復旧費は、管理者が定める単価に復旧すべき面積を乗じて得た額とする。

(5) 工事監督費は、材料費(自己所有材料を使用したときは、管理者が評価した額)及び労力費の合計額に管理者が定める率を乗じて得た額とする。

(6) 間接経費は、材料費、運搬費、労力費、道路復旧費及び工事監督費の合計額に管理者が定める率を乗じて得た額とする。

(工事費概算額の予納の特例)

第9条 条例第11条第1項ただし書の規定により工事費を予納しないことができるものは、官公署、官公立の学校及び病院その他これに準ずるものの申込みに係る工事費とする。

- 2 [条例第11条第3項](#)の給水装置新設工事費分納の承認を受けた者は、本市に居住し、独立の生計を営む者で管理者の承認する連帯保証人、連署をもって分納証書を管理者に提出しなければならない。
- 3 保証人がその資格を失い、又は死亡したときは、新たに保証人を選定し、速やかに所定の手続をしなければならない。
- 4 [前各項](#)に規定するもののほか、分納について必要な事項は、別に管理者が定める。
(工事の保証)
- 第10条 市は、その施工に係わる給水装置がその引渡後3月以内に当該工事の欠陥を起因して破損したときは、これを補修しその費用を負担する。ただし、その破損が給水装置の使用者又は所有者の故意若しくは過失による場合は、この限りでない。
(給水申込みの手続)
- 第11条 [条例第16条](#)の規定により給水の申込みに際し使用者と給水装置の所有者が異なる場合においては、給水装置所有者の承諾を得て管理者に届け出なければならない。
(給水の制限及び停止の予告)
- 第12条 [条例第15条第2項](#)に規定する給水の制限又は停止をしようとするときは、管理者はその日付及び区域について予定の1日前までに給水使用者に予告しなければならない。
- 2 [前項](#)の予告に変更を生じた場合は、速やかにその旨を知らせなければならない。
- 3 [前2項](#)の周知の方法については、文書配布戸別訪問拡声機による呼び掛け放送その他適当な方法による。
(水道メーターの設置)
- 第13条 使用者は、水道メーター(以下「メーター」という。)の設置場所に点検又は修繕の障害となる物件を堆積し、若しくは工作物を設けてはならない。
(メーターの損害弁償)
- 第14条 管理者は、[条例第21条第3項](#)の規定によりメーターの損害を弁償させようとするときは、残存価格を考慮して弁償額を定める。
(私設消火栓の封かん)
- 第15条 私設消火栓の封かんは、[条例第22条第1項第3号](#)又は[第2項第3号](#)の規定に該当する場合のほか破封してはならない。
(使用水量の通知)
- 第16条 メーターにより使用水量を計量するものについては、点検の都度使用者に使用水量を通知する。
(使用水量の認定)
- 第17条 [条例第30条第1項第1号](#)及び[第3号](#)に規定する使用水量の認定は、前3月間における使用水量及び前年同期の使用水量その他使用状況等を考慮して定めるものとする。
(職員の身分証明)
- 第18条 職員は、給水装置の検査及びメーターの点検その他給水管理調査のため使用者の居宅内又は施設に立ち入る場合は、身分証明書を携帯しなければならない。
(料金の減免)
- 第19条 [条例第35条](#)の規定による料金の減免を受けようとする者は、申請書を管理者に提出しなければならない。
- 2 管理者は、[前項](#)の料金の減免の可否を決定したときは、当該申請者に通知するものとする。
(撤去又は改修の措置命令)
- 第20条 [条例第36条](#)の規定による措置命令は、期限を付し、その撤去又は改修を管理義務違反の給水装置に関する命令書により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。
(給水の停止)
- 第21条 [条例第38条](#)の規定により給水を停止する場合は、あらかじめ使用者にこれを通知する。
(文書の様式)
- 第22条 この規程の施行について作成する文書の様式は、[次の各号](#)に定めるところによる。
- (1) 代理人選定(変更)届([様式第1号](#))
 - (2) 管理人選定(変更)届([様式第2号](#))
 - (3) 給水装置工事申込書([様式第3号](#))
 - (4) 給水装置工事費分納証書([様式第4号](#))
 - (5) 給水装置口径変更届([様式第5号](#))
 - (6) 私設消火栓使用願([様式第6号](#))
 - (7) 私設消火栓使用届([様式第7号](#))
 - (8) 給水使用開栓届([様式第8号](#))
 - (9) 給水装置所有権移転届([様式第9号](#))
 - (10) 名義変更届([様式第10号](#))
 - (11) 共用給水装置使用戸数異動届([様式第11号](#))
 - (12) 管理義務違反の給水装置に関する命令書([様式第12号](#))
 - (13) 給水使用閉栓届([様式第13号](#))
 - (14) 水道料金減免申請書([様式第14号](#))
 - (15) 水道料金減免通知書([様式第15号](#))

(市の責任)

第23条 管理者は、貯水槽水道([水道法\(昭和32年法律第177号\)第14条第2項第5号](#)に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第24条 貯水槽水道のうち簡易専用水道([水道法第3条第7項](#)に定める簡易専用水道をいう。[次項](#)において同じ。)の設置者は、[水道法第34条の2](#)の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 [前項](#)に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、[次条](#)に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等)

第25条 [前条第2項](#)の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

(1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する厚生省令(平成11年厚生労働省令第101号)の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) [前号](#)の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

(その他)

第26条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成16年12月6日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日の前日までに、合併前の桑名市上水道事業給水条例施行規程(昭和35年桑名市規程第12号)又は長島町給水条例施行規程(平成10年長島町規程第1号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年3月29日公企規程第6号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月28日公企規程第2号)抄

(施行期日)

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(様式の改正に伴う経過措置)

2 この規程の施行の際現に提出され、又は交付されているこの規程による改正前の様式([次項](#)において「旧様式」という。)は、この規程による改正後の様式による申請書、届出書等とみなす。

3 この規程の施行の際現に存する旧様式による申請書、届出書等については、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。

附 則(平成23年4月1日上下水道規程第1号)

(施行期日)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(第1条から第25条までの規定による改正に伴う経過措置)

2 この規程の施行の日前に第1条から第25条までの規定による改正前の各規程の規定によりなされた手続その他の行為は、これらの条の規定による改正後の各規程の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則(平成27年6月1日上下水道規程第4号)

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附 則(平成29年7月1日上下水道規程第5号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月30日上下水道規程第2号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和元年9月30日上下水道規程第1号)

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

[様式第1号\(第22条関係\)](#)

様式第1号(第22条関係)

受 付 印

代理人選定(変更)届

年 月 日

(宛先)
桑名市長住所
申請者
氏名

下記のとおり代理人を選定(変更)したのでお届けします。

給水装置設置場所	桑名市		
給水装置の種類	給水装置	用 途	
代理人住所	桑名市		
氏 名			
お客様番号		水栓番号	
備 考			

[様式第2号\(第22条関係\)](#)

様式第2号(第22条関係)

受 付 印

管 理 人 選 定 (変 更) 届

年 月 日

(宛先)
桑名市長

住所
申請者
氏名 _____ 印
電話 _____

下記のとおり管理人を選定(変更)したのでお届けします。

給水装置設置場所	桑名市		
給水装置の種類	給水装置	用 途	
管 理 人	住 所		
	氏 名		
お 客 様 番 号		水 栓 番 号	
備 考			

様式第3号(第22条関係)

様式第3号(第22条関係)

給水装置工事申込書 (工事施行申請書)									
年 月 日								受 付 印	
(宛先) 桑名市長									
工事申込者 (工事施行申請者)		住 所 フリガナ 氏 名		印					
工事施行者 (指定工事業者)		住 所 フリガナ 氏 名		印		受付番号 _____		水栓番号 _____	
次の給水装置工事を別紙設計書のとおり施行したいので御承認くださいますよう申請いたします。									
工 事 種 別	新設 新設から増設 一般栓から増設 舗装先行 撤去 [口径変更]			量水器口径					
装 置 場 所 (自治会名)	桑名市			加 入 金	円				
				設 計 審 査 手 数 料	円				
用 途 別	一般用 臨時用		栓 数	給水装置工事 検査手数料		円			
	一戸 建	その 他	マンション アパート名	戸数	集合 住宅	2階 3階 4階以上	都市ガス 有・無		
(中分類) 職 業	11 一般家庭用	21 官公署用	22 学 校 用	23 病 院	24 事 務 所	25 営 業 用	31 工場用	41	
装置所有者	住 所				フリガナ 氏 名				
使 用 者	住 所				フリガナ 氏 名				
備 考									
給水装置に関する承諾書									
上記給水装置申込みについて地主、家主、利害関係者として給水装置及び附属物取付その他給水に関する一切の事項を承諾いたします。									
地 主	住 所 フリガナ 氏 名	印						
家 主	住 所 フリガナ 氏 名	印						
利害関係者	住 所 フリガナ 氏 名	印						
給水装置の内道路取付部分移管願									
このたび私が申請した上記の場所の給水装置は、工事完成後公道下に属する施設の維持管理については、上下水道部において代行下さるようお願いいたします。なお、将来これが不要になったときは、上下水道部において処分されても異議の申立てはしません。									
年 月 日								氏 名	
						課 長		係	
						課 長 補 佐		係	

様式第4号(第22条関係)

様式第4号(第22条関係)

収入 印紙	給水装置工事費分納証書		受付番号 _____
	年 月 日		
(宛先) 桑名市長	請 求 者	住 所 桑名市	
		氏 名	㊦
	保 証 人	住 所 桑名市	
		氏 名	㊦
桑名市水道事業給水条例及び桑名市水道事業給水条例施行規程に従い保証人連帯して下記のとおり支払います。			
記			
1 工事概算金 _____ 円			
2 設置場所 桑名市 _____			
3 分納期間 _____ 年 _____ 月から _____ 年 _____ 月まで			
4 分 納 金 第1回 _____ 円・第2回以後毎月 _____ 円あて			
5 納 付 者 住 所 桑名市 _____			
(フリガナ) 氏 名 _____			
		工事費分納明細	
		手数料	
		第 1 回	
		第 2 回	
		第 3 回	
		第 4 回	
		第 5 回	
		第 6 回	
		合 計	

様式第5号(第22条関係)

様式第5号(第22条関係)

給水装置口径変更届								受 付 印	
								年 月 日	
(宛先) 桑名市長									
住 所 申請者 (フリガナ) 氏 名								印	
下記のとおり給水装置口径を変更したいのでお届けします。									
給水装置場所 (自治会名)	桑名市								
給水装置用途別	新	一般栓 ・ 臨時栓			旧	一般栓 ・ 臨時栓			
口 径 別	新	%	メーター 番 号		旧	%	メーター 番 号		
変 更 年 月 日	年 月 日								
受 付 番 号	年度 番								
お 客 様 番 号									
業 者 名									
理 由									
	課 長	課長補佐	係 長	係					

様式第6号(第22条関係)

様式第6号(第22条関係)

<u>私設消火栓使用願</u>		年 月 日	受 付 印
(宛先) 桑名市長		申請者 住 所 氏 名	
下記のとおりに私設消火栓を使用したいのでお願いします。			
使用予定 消火栓所在地	桑名市		
使用予定日時	月 日	自 至	時 分
使用の目的			

様式第7号(第22条関係)

様式第7号(第22条関係)

<u>私設消火栓使用届</u>		年 月 日	受 付 印
(宛先) 桑名市長		消火栓使用者 住 所 氏 名	㊟
下記のとおり消火栓を消火に使用したのでお届けします。			
消 火 栓 設 置 場 所	桑名市		
使 用 年 月 日	月 日	自 至	時 分 時 分
使 用 の 目 的	町 番地 方 に発生した火災消火のため		

様式第8号(第22条関係)

様式第9号(第22条関係)

<u>給水装置所有権移転届</u>		年 月 日		受 付 印
(宛先) 桑名市長				
下記のとおり給水装置所有権の移転を致しましたから新旧所有者連名の上お届けします。				
新所有者	住 所 (フリガナ)	_____		
	氏 名	_____	☑ 電話	_____
旧所有者	住 所 (フリガナ)	_____		
	氏 名	_____	☑ 電話	_____
装 置 場 所	桑名市			
マンション アパート名	_____			
お客様番号	_____		_____	
量 水 器	口 径	%	番	_____
売買・夫婦・親子 (名変、開栓、閉栓、移転届 のみ)あり	登記書類及び売買証書確認欄			
	登記受付月日 年 月 日			
	登記受付番号 第 号			
	売買証書発行月日 年 月 日			
	確認者係員 氏 名 _____ ☑			
	課 長	課 長 補 佐	係 長	係

様式第10号(第22条関係)

様式第11号(第22条関係)

<u>共用給水装置使用戸数異動届</u>		年 月 日		受 付 印
(宛先) 桑名市長		住 所 管理人 氏 名 _____ 印 電 話 _____		
下記のとおり使用戸数の異動がありましたのでお届けします。				
装 置 場 所	桑名市			
マンション アパート名				
お客様番号				
世 帯 数	新	戸	旧	戸

様式第12号(第22条関係)

様式第12号(第22条関係)

上下水道事業指令第	号
給水装置の設置場所	桑名市
給水装置の所有者氏名	
給水装置の使用者氏名	
桑名市水道事業給水条例第	条の規定に基づき次のとおり命令する。
年 月 日	
	桑名市長
	印
1 措置命令事項	

様式第13号(第22条関係)

様式第13号(第22条関係)

1 名義変更以外用給水使用閉栓届

閉 栓 届

年 月 日

年 月 日 より水道・下水道の使用を休止したいので届け出ます。

(宛先) 桑名市長

受付日 年 月 日

受付方法 窓口・電話・FAX・現地・その他

お客さま総合センター・上下水道部営業課

(申請者) (住所) _____

□使用者と同一 (フリガナ) _____

(氏名) _____ (電話) _____

(使用用途) 通常使用・掃除・工事(建替・解体)・その他

<input type="checkbox"/> 申込住所一致 <input type="checkbox"/> 住所不一致・不明 <input type="checkbox"/> 地図確認	<input type="checkbox"/> 一致 → <input type="checkbox"/> 不明→ <input type="checkbox"/> 現地確認	立会い日時 月 日 :
		確認
		/

お客様番号	水証番号	使用区分	検針月	用途	業態
				上 下	

装置場所	【 】				
使用者氏名	(フリガナ) (氏名) (住所)	(電 話)			
請求先 送付先	(住所) (フリガナ) (氏名)	(電 話)			
徴収区分	精算方法	徴収区分と同じ その他()	精算日	年 月 : ~ :	
水栓備考	(水道) ----- (下水)				
予約時備考		メーター位置			

《未納分》

調定期	検針月	使用水量(m ³)	水道料金(円)	下水道・農集排 使用料(円)	再開栓 手数料(円)	合計料金(円)
他未納						
合 計						

精算分	閉栓状況	検針日	指針(m ³)	精算料金(円)	メーター番号
	今回検針			水道料金 下水道・農集排 使用料	閉栓方法
前回検針			再開栓手数料	金融機関	
差引水量			合計金額	引落日	年 月 日

備考 _____ NO. _____

各段階で以下の項目について確認 (全ての項目が確認できない場合は差し戻すこと)

- 受付者: 装置場所の特定根拠は確実なものか(客番・M番号・ゼンリン)
- 受付者: 請求の了承はとれているか
- 作業者: 使用状況・表札などに不審な点はなかったか
- 入力者: 各項目にチェックがされているか
- 請求者: 料金算出の根拠は正しいか(定例検針をまたぐ場合は要注意)
- 確認者: 全ての項目にチェックがされているか

受付者	閉栓者	入力者	請求	確認
/	/	/	/	/

2 名義変更用給水使用閉栓届

(名義変更) **閉 栓 届**

年 月 日

年 月 日 より水道・下水道の使用を休止したいので届け出ます。

(宛先) 桑名市長

受付日 年 月 日

受付方法 窓口・電話・FAX・現地・その他

お客さま総合センター・上下水道部営業課

(申請者) (住所)
 (フリガナ)
 使用者と同一 (氏名) (電話)
 (使用用途) 通常使用・掃除・工事(建替・解体)・その他

申込住所一致 住所不一致・不明 地図確認 一致
 不明→ 現地確認

立会い日時
 月 日 :

新旧使用者 請求確認	月 日 : 窓口・電話 FAX・他	(フリガナ) (氏名) ※誰が了承したのかを必ず記載すること	<input type="checkbox"/> 新使用者	確認 /
			<input type="checkbox"/> 旧使用者 <input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> 管理人(家主)	

お客様番号	水証番号	使用区分	検針月	用途	業態
				上 下	

装置場所 【 】

使用者氏名 (フリガナ)
(氏名) (住所) (電話)

請求先
送付先 (住所)
(フリガナ) (氏名) (電話)

徴収区分 精算方法 徴収区分と同じ
その他() 精算日 年 月
: ~ :

水栓備考 (水道)
(下水)

予約時備考 メーター位置

《未納分》

測定期	検針月	使用水量(m ³)	水道料金(円)	下水道・農集排 使用料(円)	再開栓 手数料(円)	合計料金(円)
他未納						
合計						

精算分	閉栓状況	検針日	指針(m ³)	精算料金(円)	メーター番号	mm
	今回検針			水道料金 下水道・農集排 使用料	閉栓方法	
前回検針			再開栓手数料	金融機関		
差引水量			合計金額	引落日	年 月 日	

備考 NO. _____

各段階で以下の項目について確認 (全ての項目が確認できない場合は差し戻すこと)

- 受付者: 装置場所の特定根拠は确实なものか(客番・M番号・ゼンリン)
- 受付者: 請求の了承はとれているか
- 作業者: 使用状況・表札などに不審な点はなかったか
- 入力者: 各項目にチェックがされているか
- 請求者: 料金算出の根拠は正しいか(定期検針をまたぐ場合は要注意)
- 確認者: 全ての項目にチェックがされているか

受付者	閉栓者	入力者	請求	確認
/	/	/	/	/

様式第14号(第22条関係)

様式第14号(第22条関係)

水道料金減免申請書	
年 月 日	
(宛先) 桑名市長	
住所(所在地) 申請者 氏名(名称) 印 (電話)	
次のとおり申請します。	
申請区分	<input type="checkbox"/> 減額 <input type="checkbox"/> 免除
料金総額	
申請理由	
添付書類	

[様式第15号\(第22条関係\)](#)

様式第15号(第22条関係)

水道料金減免通知書

年 月 日

様

桑名市長



年 月 日付けをもって申請のあった水道料金の減免については、次のとおり決定したので通知します。

決 定 区 分		□減額する □減額しない □免除する □免除しない	
減 免 内 容	当初決定額		円
	減免する額		円
	納付額		円

決定理由等